

国民年金のお知らせ

妊婦さん必見！産前産後の免除制度

平成31年4月より、新たな年金制度として「**産前産後の保険料免除制度**」が始まりました。

○産前産後の保険料免除制度とは？

国民年金に加入している方で、出産予定の方が対象の制度です。出産予定月の前月から産後2か月までの4か月間、保険料が免除されます。

○いつから申請できるの？

出産予定日の6か月前から申請できます。



○申請に必要なものは？

産前

母子手帳の写しや医師の診断書

産後

生まれた子と母親が世帯を分けている場合、親子関係の分かる書類（出生証明書等）が必要となります。

○一般的な保険料免除との違いは？

通常は、保険料を支払わなければ納付したことになりませんが、この制度を利用した場合、免除期間も保険料を納付した期間として加算されます。

○免除期間中にこの制度を利用するとどうなるの？

産前産後免除が優先されます。

産前産後の免除期間終了後も免除期間内であれば、再度申請する必要はありません。

○保険料を事前に納めていたらどうなるの？

保険料が未納の期間がある場合、その期間に充当されます。

未納機関がない場合、保険料は還付されます。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎47-4681（直通）
☎0138-56-1165